

遊休地活用検討基本計画策定業務 仕様書

第一章 総則

第1条（適用）

本仕様書は、養父市（以下【甲】という。）が業務発注する「遊休地活用検討基本計画策定業務」に適用するものである。

第2条（業務目的）

本業務は、令和5年度に骨子が整った旧養父グンゼ跡地活用方策（別紙）を踏まえて、ワークショップ等を開催し、地域住民の意見を反映した基本整備計画と事業スキームを策定することを目的とする。

第3条（業務概要）

本業務で実施する業務概要は、以下のとおりとする。

- （1）現況の把握
- （2）遊休地活用検討研究会の運営補助
- （3）問題課題の整理
- （4）計画策定方針の設定
- （5）基本計画案の作成
- （6）ワークショップの運営及び資料作成
- （7）イメージ図作成
- （8）打合せ協議

第4条（準拠法令等）

本業務は、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の法令等に準拠し実施するものとする。

- （1）都市計画法
- （2）建築基準法
- （3）養父市財務規則
- （4）その他関係法令等

第5条（提出書類）

受託者（以下「乙」という。）は、次の書類を甲に提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）業務委託主任担当員等報告書
- （3）業務委託管理技術者等報告書（管理技術者、照査技術者）
- （4）工程表
- （5）業務委託完了報告書
- （6）その他甲が指示するもの

#### 第 6 条（管理技術者等）

本業務に従事する管理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- ・一級建築士

の資格を有し、同種業務の実績がある者でなければならない。

照査技術者として、同種又は類似実績のある者を配置し、同等以上の資格を有すること。

#### 第 7 条（主任技術者）

本業務に従事する主任技術者は、一級建築士の資格を有する者でなければならない、ただし管理技術者が一級建築士の資格を有する場合はこの限りではない。

#### 第 8 条（秘密の保持）

（1）乙は、貸与資料を含め本業務遂行中に知り得た事項について、いかなる理由があっても甲の承認なしに漏らしてはならない。

（2）乙は、本業務の実施中に生じる全ての成果品を甲の承諾なくこれを使用又は貸与してはならない。

前 2 項は、本業務終了後においても同様とする。

#### 第 9 条（疑義の解決）

乙は、本業務について、本仕様書に定めのない事項または作業内容等について疑義が生じた場合は、その都度甲と協議し、その指示に従うものとする。

#### 第 10 条（業務検査）

（1）業務が完了したときは、監督員及び関係者が、この立会いのうえ、検査を行う。

（2）乙は、検査に合格しないときは、直ちに調査をやり直して甲の検査を受けなければならない。

#### 第 11 条（安全対策）

本業務に従事する者に対して適切な安全対策を行わなければならない。

#### 第 12 条（瑕疵担保責任）

本業務完了後、納入成果品に不良箇所が発見された場合、納品時より 1 年間は、この責任において無償で修正を行うものとする。

#### 第 13 条（委託期間）

本業務の委託期間は、契約の日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。

#### 第 14 条（契約の変更）

本業務実施中に大幅な作業数量の増減や仕様の変更が生じた場合には、甲・乙協議の上、必要に応じて契約の変更を行うものとする。

## 第二章 業務内容

### 第 15 条（現況の把握）

本計画にあたり、地域の現状、敷地条件、環境特性などの諸条件を整理するとともに、基本計画の策定に必要な資料収集、現地踏査を行い、計画に反映する。

### 第 16 条（遊休地活用検討研究会の運営補助）

遊休地活用検討研究会構成員を集めての研究会の開催（3 回程度）

日程の決定、構成員の招集、研究会資料の作成、その他

第 1 回研究会【基本計画検討の方向性の確認】

第 2 回研究会【基本計画(素案)の確認・事業スキーム（素案）の確認】

第 3 回研究会【基本計画(案)の確認・事業スキーム（案）の確認】

### 第 17 条（問題課題の整理）

現況把握により得られたデータをもとに、問題課題を抽出して整理する。

### 第 18 条（計画策定方針の設定）

問題課題の整理した結果を踏まえて、本計画の計画策定方針を設定する。

### 第 19 条（基本計画案の作成）

市で作成した基本プランを参考にして、基本方針で定めた要件にあった基本計画案を作成する。

基本計画の主な項目は以下とする。

- （1）地域の概要、計画地の概要、地域の要望、施設に導入する機能整備する施設の概要、事業手法、事業スケジュール、その他業務の中で発生した指示するもの

なお、事業手法の検討にあたっては、事業の可能性の検討、事業を計画的に実行するための指揮・管理を含めた仕組み、事業運営まで含み検討すること。

- （2）全体基本計画敷地図兼平面図（1/500 程度）

- （3）建築物の基本計画図（各階平面図、立面図、断面図）1/100 程度

- （4）その他主要施設等の基本計画図

### 第 20 条（ワークショップの運営管理及び資料作成）

地域住民等の参画するワークショップの開催（2 回程度）、運営にともなうファシリテーターとしての役割を行うとともに、必要な資料を収集作成し、その意見を反映した基本計画を策定する。

### 第 21 条（イメージ図作成）

とりまとめた基本計画図を用いて、イメージ図を作成する。〈A3 サイズ、3 枚程度〉

## 第 22 条（打合せ協議）

ワークショップや研究会以外に 3 回を予定する。

## 第 23 条（成果品）

本業務の成果品は下記の通りとする。

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| （ 1 ） 業務報告書               | 1 部  |
| （ 2 ） 遊休地活用検討基本計画図        | 10 部 |
| （ 3 ） 上記電子データ             | 1 部  |
| （ 4 ） 整備イメージ図（鳥観図 A3 サイズ） | 3 部  |
| （ 5 ） 上記電子データ             | 1 部  |
| （ 6 ） その他業務の中で発生した指示するもの  | 1 式  |

記載がない事項については、協議のうえ決定する。

## 第 24 条（納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、養父市まち整備部土地利用未来課とする。

## 第 25 条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて甲の管理及び帰属とし、甲の承認を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。